



同時発表：警察庁

令和6年8月30日
物流・自動車局
車両基準・国際課
審査・リコール課

道路運送車両法施行規則の一部を改正する省令の制定に関する意見募集 について

道路運送車両法施行規則について、二輪の原動機付自転車のうち、原動機の総排気量が0.050Lを超え0.125L以下かつ最高出力が4.0kW以下のものを第一種原動機付自転車として取扱うことが可能となるよう、所要の改正を行うこととします。

つきましては、広く内外の関係者から、本改正に対する意見を募集します。

意見募集の詳細な内容（意見募集対象、資料入手方法、意見募集期間、意見提出方法）については電子政府の総合窓口（e-Gov）「パブリックコメント（意見募集案件）」（<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/list>）をご覧ください。

お問い合わせ先

（原動機付自転車の範囲及び種別関係）

国土交通省物流・自動車局車両基準・国際課 松坂 金井

電話番号（直通）03-5253-8602

電話番号（代表）03-5253-8111（内線42-525）

（検査対象外軽自動車等の型式認定関係）

国土交通省物流・自動車局審査・リコール課 松井 綿貫

電話番号（直通）03-5253-8595

電話番号（代表）03-5253-8111（内線42-324）